



大津市報道資料
市政記者各位

お問い合わせ先

担当者	障害福祉課		担当： 課長 古蔭 一也		
連絡先	528-2745		内線 3160		
総合計画 位置付け	基本 方針	基本 政策	施策	取組の 方向性	主な 取組
	1	2	5	2	1

令和5年1月26日

指定障害福祉サービス事業所の指定取消処分等について

この度、指定障害福祉サービス事業所①「あかねはうす」について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第50条第1項第4号、第5号、第6号及び第10号の規定に基づき、令和5年1月26日付けで指定の取消処分を行いました。

また、障害児通所支援事業所②「あかねの家 放課後等デイサービス」について、児童福祉法（昭和22年法律第164号。）第21条の5の24第1項、第3号、第4号、第5号及び第10号の規定に基づき、指定の一部の効力を停止します。

記

1 処分対象事業所等

事業者 名称：有限会社あかねはうす
所在地：大津市あかね町13番11号
代表者：代表取締役 中田 淳子（なかた じゅんこ）

- ① 事業所名称：あかねはうす
所在地：大津市あかね町13番11号
サービスの種類：居宅介護、重度訪問介護
事業所指定番号：2510100205
指定年月日：平成18年10月1日
- ② 事業所名称：あかねの家 放課後等デイサービス
所在地：大津市真野五丁目12番19号
サービスの種類：放課後等デイサービス
事業所指定番号：2550100370
指定年月日：平成28年1月1日

2 処分内容

- ① 「あかねはうす」 指定取消
(指定取消年月日 令和5年2月28日)
- ② 「あかねの家 放課後等デイサービス」 指定の一部効力停止
(停止期間 令和5年2月1日～令和5年7月31日)
(新規利用者受入停止及び報酬支払額の7割制限)

3 処分理由

- ① あかねはうす（居宅介護、重度訪問介護）
(1) 不正又は著しく不当な行為（法第50条第1項第10号該当）

- (ア) 一部の利用者について同意を得ることなく、従業者が勝手に署名を行い、事業所で購入した利用者の印鑑を押印し、虚偽の個別支援計画書を作成したこと。
 - (イ) 他事業において人員基準に抵触すると考え、サービス提供の記録を偽装し、サービス提供した従業者と異なる他の従業者の名前を記載し、事業所で預かっている従業者の印鑑を勝手に押印したこと。
 - (ウ) 居宅介護において、従事する資格のない従業者が行ったサービスを、有資格者が行ったように偽装し、サービス提供の記録を作成したこと。など
- (2) 運営基準違反（法第50条第1項第4号該当）
- (ア) 一部の利用者について、個別支援計画に基づきサービス提供を行っていなかったこと。
 - (イ) 複数事業を実施しているが、指定事業所ごとの管理・運営が行われず、複数の事業をサービス区分なく一体的に実施しており、区分して勤務の記録を行っていなかったこと。
- (3) 不正請求（法第50条第1項第5号該当）
- (ア) 勤務記録のない従業者が支援したこととする実績記録票を作成し、居宅介護サービス費及び重度訪問介護サービス費を不正に請求し、受領したこと。
 - (イ) 同一ヘルパーが同日同時間帯に別の利用者サービス提供したというサービス提供の記録に基づき、居宅介護サービス費を不正に請求し、受領したこと。
 - (ウ) サービス提供責任者が訪問を行っていないにもかかわらず、これを行ったものとして初回加算を不正に請求し受領したこと。
- (4) 虚偽の報告（法第50条第1項第6号該当）
- (ア) 監査において、どの従業者がどの利用者の支援に入ったかわかるものを提出するよう求めたところ、実際に支援に入っていないにもかかわらず入ったことと偽装した記録を提出したこと。

② あかねの家 放課後等デイサービス（放課後等デイサービス）

- (1) 不正又は著しく不当な行為（児童福祉法第21条の5の24第1項第10号該当）
- (ア) 県が実施した実地指導（平成28年10月26日実施）において、放課後等デイサービスと居宅介護等を兼務している従業者について出勤簿を整備するよう指導していたが、その後改善が行なわれず、結果基準に違反する状態を引き起こしたこと。
 - (イ) 個別支援計画書について、実地指導に向けて遡り利用者の同意を得ることなく作成し、事業所で署名を行い、同意を得ずに購入した利用者の印鑑を押印し、さらに前児童発達支援管理責任者の印鑑を事業所に保管し不正に使用しあかも当時作成されていたかのように偽装したこと。
 - (ウ) 1名のサービス提供実績記録票について、保護者から実績記録票の確認を受けることなく、事業所で保管する利用者の印鑑を用いて確認を受けたこととする記録を従業者が作成したこと。
 - (エ) 管理者は、法令遵守の指揮命令を行うべき立場にありながら、基準を遵守せず、実地指導にあたり虚偽の書類を作成し提示するとともに実地指導において虚偽の回答を繰り返したこと。
- (2) 人員基準違反（児童福祉法第21条の5の24第1項第3号該当）
- (ア) 専従の管理者を配置していなかったこと。
 - (イ) 専任かつ常勤の要件を満たす児童発達支援管理責任者を配置していなかったこと。
 - (ウ) サービス提供時間を通じて児童指導員等を必要数配置できていなかったこと。
- (3) 運営基準違反（児童福祉法第21条の5の24第1項第4号該当）

- (ア) 一部の利用者について、基準に規定されている計画作成にかかる一連の業務が適切に行われていない状況においてサービス提供を行ったこと。
- (4) 不正請求（児童福祉法第21条の5の24第1項第5号該当）
- (ア) 専任かつ常勤の要件を満たす児童発達支援管理責任者を配置していない場合に算定すべき児童発達支援管理責任者欠如減算を行わず、不正に障害児通所給付費を請求し、受領したこと。
- (イ) サービス提供職員が1割以上欠如している状態が継続している状態において算定すべきサービス提供職員欠如減算を行わず、不正に障害児通所給付費を請求し、受領したこと。
- (ウ) 個別支援計画が作成されていない状況や基準に規定されている計画作成にかかる一連の業務が適切に行われていない状況を管理者自ら把握していながら減算を行わず、不正に障害児通所給付費を請求し、受領したこと。

4 経過の概要

- 令和3年10月11日 「あかねの家放課後等デイサービス」(2) 実地指導
実地指導において、指定基準違反等の運営上の問題点を確認する必要があると判断し、特別監査を実施
- 10月15日 「あかねの家放課後等デイサービス」(2) 特別監査
特別監査において、事業の区分をつけず一体的に運営している等適切な運営がなされていない疑いがあり、「あかねはうす」(1)についても指定基準違反等の運営上の問題点を確認する必要があると判断
- 11月17日 「あかねはうす」(1) 監査
- 令和4年 2月 従業者等聴取
3月～4月 管理者聴取

監査の結果、処分理由に記載の不正行為が確認され、事業者が不正事実を認めていることから、今回の処分に至りました。

また、「あかねはうす」(1)について、運営基準違反による返還額確認作業の中で、不正請求も確認されており、令和元年7月から令和3年3月までの1年9ヶ月について確認できている不正請求額は約737万円となっています。なお、「あかねの家放課後等デイサービス」(2)についても同様に、不正に請求されていた事実を確認したため、その額を現在精査しているところです。

5 今後の対応

- ① あかねはうす（居宅介護、重度訪問介護）
利用者（約16名）について、他の事業所への引継ぎが必要なことから、指定取消日を令和5年2月28日としました。また、不正請求額等の返還については、引き続き金額を精査し、事業者に返還を求めています。
- ② あかねの家放課後等デイサービス（放課後等デイサービス）
利用者の引継ぎは不要であることから、再発防止に向けて指導を行ないつつ、不正請求額等の返還については、引き続き金額を精査し、事業者に返還を求めています。

〈参考〉

○居宅介護

ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行う。

○重度訪問介護

重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要と

する人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行う。

○放課後等デイサービス

児童福祉法に基づくサービスのひとつであり、6～18歳までの小学校入学から高等学校を卒業するまでの障害児を対象に、施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

